



や開始日は特定できないことをご理解願います。(契約年月日及び調査開始年月日は、決裁後当方から通知します)

逆に、調査開始日を指定したい場合には、あらかじめ病院長決裁を得るのに十分な期間をみて申請してください。具体的には、開始希望日の少なくとも2週間前までに申請してください。

以上、円滑に手続きを進めるため、ご協力くださるようお願いいたします。なお、特別の事情により、どうしても上記に拠りがたいときは、別途担当者までご相談ください。

地方独立行政法人市立秋田総合病院 治験事務局

担当：総務課

TEL：018-823-4171

(内線) 薬剤部 3142 総務課 2120